

医療機関 様

高知県香南市健康対策課

新生児聴覚検査の助成について（県外実施分）

当市では、県外の医療機関で実施した、新生児聴覚検査費用につきまして、償還払いの制度を実施しております。検査費用をご本人がお支払いし、事後に申請し、償還払いとなります。つきましては、事務処理の際には下記のことにご留意していただきたく、よろしくお願いたします。

【県外の医療機関での新生児聴覚検査受診票の取り扱いについて】

- ① 聴覚検査の回数は1回又は2回とし、初回検査（1回目）において「要再検査（REFER）」の場合に、再検査（2回目）を実施します。
- ② 検査実施日、検査結果、判定を複写の受診票にご記入ください。2枚目に貴医療機関の住所・名称等の記載もお願いいたします。
再検査が必要な場合は再検査用の受診票を使用し、1回目と同様にご記入ください。
- ③ 検査方法が自動聴性脳幹反応（AABR）以外の場合は特記事項に検査の方法をご記入ください。
- ④ 再検査の結果、精密検査が必要となった場合は、お手数ですが香南市健康対策課まで電話等でご連絡ください。
- ⑤ 検査費用は保護者が支払いますので、貴医療機関発行の新生児聴覚検査に要した費用が明記された領収書（領収書で明細の確認ができない場合は明細書も必要になります）と「新生児聴覚検査費請求書兼結果報告書」（2枚目）をあわせて、ご本人にお渡しくください。

お問い合わせ

香南市役所健康対策課 電話 0887-50-3011